

「平成29年職員の給与に関する報告及び勧告について」追加資料

1 改定前の住居手当支給総額

職員1人当たり平均手当月額

項目	区分	企業職を含めた 場合	H29.4 現在 支給人員	H29.4 現在支給額合計
手当受給職員平均額		18,593円	3,866人	71,880,500円

(注) 住居手当は定額16,500円であるが、旧県費負担教職員については、平成30年3月31日まで上限を22,500円とする経過措置が講じてある。

※職員の給与に関する報告及び勧告（平成29年10月）p104から作成

2 住居手当改定方針

・本市の住居手当制度は国及び他都市に比べ水準が低く、支給制度も異なることから（一律定額支給）現在課題となっており、改定を行うものである。

・本市職員の住居手当の受給率を見た時に、30歳、40歳で受給率が大きく変動するため、これに合わせて、住居手当の配分を変更し、比較的給与が高く手当受給率が低い41歳以上の職員の手当額を10,000円に引き下げる。

・減額によって生じた原資を30歳以下の手当受給率が高い職員の手当額の引き上げに用いて手当額を25,200円として、国、他都市の最高支給額27,000円に近い水準とする。また、31歳から40歳までの職員の手当額は16,500円として金額を据え置く。

3 改定後の住居手当額

上記改定方針に基づき、現在の手当支給総額を原資として、30歳以下の職員の手当額を国、他都市の最高支給額に近い水準とするよう算定を行い、次のとおり世代間の配分を行うことといたしました。

支給対象年齢	手当額	H29.4 現在 支給人員	支給総額
～30歳	25,200円	1,644人	41,428,800円
31歳～40歳	16,500円	1,257人	20,740,500円
41歳～	10,000円	965人	9,650,000円
合計		3,866人	71,819,300円

※改定に当たっては、原資の範囲内で算定を行いました。

(参考) 年齢別 住居手当支給状況

年齢	職員数合計	受給職員数	手当 受給率	年代別 受給率
18	8	0	0.00	11.67
19	14	0	0.00	
20	38	7	18.42	
21	52	5	9.62	44.28
22	309	62	20.06	
23	343	84	24.49	
24	419	166	39.62	
25	368	178	48.37	
26	397	213	53.65	
27	440	238	54.09	
28	457	251	54.92	
29	474	250	52.74	
30	438	190	43.38	
31	430	180	41.86	29.77
32	460	184	40.00	
33	442	170	38.46	
34	405	137	33.83	
35	416	129	31.01	
36	405	96	23.70	
37	370	94	25.41	
38	401	94	23.44	
39	458	99	21.62	
40	436	74	16.97	
41	543	101	18.60	12.69
42	582	90	15.46	
43	557	76	13.64	
44	573	81	14.14	
45	543	55	10.13	
46	477	63	13.21	
47	497	53	10.66	
48	563	57	10.12	
49	501	50	9.98	
50	451	45	9.98	
51	498	47	9.44	7.21
52	502	38	7.57	
53	465	35	7.53	
54	435	26	5.98	
55	436	27	6.19	
56	432	29	6.71	
57	425	31	7.29	
58	420	32	7.62	
59	449	28	6.24	
60	2	0	0.00	
61～	16	1	6.25	6.25
合計	17,347	3,866	22.29	22.29